

障害者活躍推進計画

機関名	市立御前崎総合病院
任命権者	市長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
御前崎市における障害者雇用に関する課題	実雇用率、定着ともに安定していると考えるが、障害のある職員が活躍するためには、障害者雇用に関する知識や理解の促進、障害のある職員本人への支援を充実させる必要がある。また、各障害者手帳を所持している職員や、身体的に障害の特徴がみられる職員に関わらず、自立支援医療の対象者や、難病医療費助成対象者へのフォローも積極的に行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	○実雇用率は各年度法定雇用率以上を達成する。（毎年の任命状況通報により把握、進捗管理を行う）
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	○期末面談等により所属長から本人に聞き取り、または難しい場合は個別に面談を実施する。
④キャリア形成に関する目標	○本人の状況や能力に応じた研修への参加を勧奨する。
取組内容	
1．障害のある職員の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	○障害者雇用推進者として、病院管理課長を選任する。 ○障害者雇用についての理解の促進。職員研修において障害に関する学習時間を設けるなど、職員においての理解促進に積極的に取り組む。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の専門研修への積極的な参加（随時） ○全職員対象の研修参加及び開催（令和12年3月までに） ・メンタルヘルス研修の開催 ・ラインケア研修の開催（管理職中心に実施） ・ゲートキーパー養成講座の開催
2．障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○所属課長との情報連携 ○出張カウンセリング（職員なんでも相談）の活用

3. 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○個別の障害に応じた作業内容を工夫するなど、重度の負担にならないような環境の整備に努める。
	(2) 募集・採用	○採用に関して以下のような不適切な取り扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、または特定の障害に限定すること ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること
	(3) 働き方	○時差出勤制度等の活用や、病気休暇、通院時の有給休暇を取得するうえでの業務上の配慮など、柔軟な制度利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○採用や人事評価面談の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、本人の希望を踏まえつつ、業務に則した実務研修、向上研修等の教育訓練を行う。
	(5) その他の人事管理	○定期的な面談の設定及び必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害をもつこととなった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合のみ、本人の利用する医療機関、相談機関の相談員等と障害の特性等について情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
4. その他		
		○御前崎市障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障害者就労施設からの物品等調達を推進する。